

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	区民討議会参加依頼者を抽出するための外国人登録簿の個人情報の目的外利用について
----	---

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

第11条第2項第5号（目的外利用）

（担当部課： 総合政策部企画政策課）

## 事業の概要

事業名	(仮称)新宿区自治基本条例 区民討議会
担当課	総合政策部企画政策課
目的	(仮称)新宿区自治基本条例骨子案に対する意見収集
対象者	区民(永住資格のある外国人を含む)
事業内容	<p><b>概 要</b></p> <p>目的:(仮称)新宿区自治基本条例骨子案に対する意見収集の一環として、区民から「無作為抽出」により参加者を募り、条例骨子案を中心としたテーマに関して討議し、意見を聴集することによって、サイレントマジョリティーを含む幅広い区民の意見を収集する。日本国籍を有する区民だけでなく、長く新宿区に住所を有する外国人(永住者)も対象にすることで、新宿区という特性を捉えた多様な意見を収集する。</p> <p>開催月日:5月下旬予定(1日7時間程度、2日間の実施)</p> <p>方 法:条例骨子案中心に各テーマごとにワークショップを中心としたグループ討議を行う。</p> <p>抽出方法:永住資格を有する(特別永住を含む)外国人の中から、住民登録者と合わせ、基準日における18歳以上、1200名程度を無作為抽出し、区民討議会への参加を募る。参加希望者は5%程度を予想。参加者へは日額6,000円支払う。</p> <p>*年齢・性別は、ワークショップを行うための班構成を定めるために利用する。</p> <p>*国籍は抽出対象者の人数統計のみに利用する。</p>

別紙(目的外利用関係)

- 1. 目的外利用(第11条第2項第5号関係)・・・諮問事項
- 2. 緊急の目的外利用(第11条第5項関係)・・・報告事項

件名 区民討議会参加依頼者を抽出するための外国人登録簿の個人情報  
の目的外利用について

保有元		利用先	
保有課	戸籍住民課	利用課	企画政策課
登録業務の名称	外国人登録業務	登録業務の名称	(仮称)新宿区自治基本所例の制定
登録業務の目的	外国人の居住関係及び身分関係を明確にするため	登録業務の目的	新宿区の自治の基本理念・基本原則を明らかにするため条例を制定する
登録業務に係る個人情報の記録媒体	登録原票およびホストデータ	登録業務に係る個人情報の記録媒体	文書および帳票 電子データ
目的外利用を行う理由	新宿区自治基本条例区民討議会へ、条件に該当する区内の外国人に参加依頼をするため。		
目的外利用を行う情報項目	氏名 住所 生年月日 性別 在留資格 国籍		
目的外利用を行う際に使用する記録媒体	紙(リスト)、データ(CVS)		
目的外利用の時期・期間	平成22年 3月 1日 から平成23年3月31日まで		
緊急時の目的外利用における本人通知の状況	*****		